平成25年度運動経過並びに

運動経過の概況 組織活動報告 平成26年6月30日まで 平成25年7月1日から

立って以下の運動を強力に展開し め、税理士法改正を早期に実現れる税理士制度を確立するた<重点運動1> 国民に信頼さ するための運動を行う。

の実現を目指した。 望し、平成25年度の与党税制改 理士制度の見直しの必要性を要 止大綱に明記された「検討項目 納税環境整備の一環として税 税理士法改正運動プロジェク 本連盟は、平成25年8月以降

は、税理士と公認会計士の相違 の国会議員との朝食会において の衆・参国会議員に陳情を実施 前を受け、改正要望項目につい した。また、国会議員からの要 自民党都連と民主党都連所属 (5)者の動向、司法制度改革後の動 てきた。 環太平洋戦略的経済連携協定 向、規制改革会議の審議状況、 この間、公認会計士試験合格 (TPP)の動向等にも注視し

しレクチャーを行った。

9月1日(月曜日)

の活動の一環として東京都選出

編成、以下「PT」という。)

トチーム・東京本部」(平成24

東京税理士会と合同で

8日、解散した。 の公布を受けて、平成26年5月

(1) 会で「平成26年度税制改正に関平成25年7月29日開催の幹事 要望等について 平成26年度税制改正に関する

党議員で組織された議員連盟の

両会長の協議に委ねられた。

議員連盟会長の協議は、国税審

平成25年12月3日になって両

議会の指定する研修を受講する

策室長、坂田覚・本連盟政策委 会規制改革・納税環境整備等対

について宮本雄司・東京税理士

伊吹衆議院議長の仲介で、税理

士会と公認会計士協会の、自民

第3条第1項第4号の改正は、

平成25年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件 ことで決着した。これを受けて、 項目が記載された(12月24日閣 大綱(与党大綱)において改正 同月12日、平成26年度税制改正

政・省令は、同年3月31日付の 者と同等のもの」である旨、麻 会が指定する研修のレベルにつ 会議で可決・成立した。改正法 通過、同年3月20日、参議院本 包含されて、平成26年2月4日、 法等の一部を改正する法律」に いて「税法に関する科目の合格 **員報で公布された。** 同法案は、同月28日、衆議院を 閣議決定・国会に提出された。 (法律第10号) とそれに伴う、 国会審議の過程で、国税審議

み、納税者及び中小企業の視点に等の諸問題に対し積極的に取り組

動方針、重点運動及び組織活動方 催の第47回定期大会で採択した運

本連盟は、平成25年9月20日開

針に基づいて、税制改正・税制改

税理士制度改革及び組織強化

ない。この実務補習の中に税法 のか、本連盟はその内容に注目 り、これが国税審議会の指定す 修了考査に合格しなければなら 日本公認会計士協会が実施する 実務補習(原則3年)を受け、 る研修にどのようにリンクする 公認会計士試験に合格した後、 に関する研修が組み込まれてお 公認会計士となるためには、

なお、PTは、改正税理士法

税制改革を実現するための運動して、納税者の声が反映された<重点運動2> 税の専門家と

2014年(平成26年)

(2)

最大の懸案であった税理士法

京を中心に説明し、理解を求め

する要望」を取りまとめた。 平成25年8月7日、東京都選

た国会議員等に同要望書を手交 回定期大会懇親会に来賓出席し を本格化させた。本連盟の第47 出議員への陳情を皮切りに活動

げとそれに伴う対応について 費税率及び地方消費税率の引上 係議員と意見交換を行った。「消 に反映されている。 ての設備投資減税について、関 (平成25年10月1日閣議決定) デフレ脱却・経済再生に向け

税理士法改正案は、「所得税

制改正等要望聴取会」には同要 談会を開催(於・衆議院第一議 書を提出し、平成26年度税制改 正に関する要望を行った。同月 自民党都連との朝食懇談会(於 望書を提出し、説明を行った。 Ⅱ日には民主党都連との朝食懇 た自民党都連の「国家予算・税 平成25年11月7日に開催した 平成25年10月1日に実施され 自民党本部)において同要望

からの要望も含む)。 下の要望項目が実現した(従来 員会館)、同様の要望を行った。 平成26年度税制改正では、以

生財務大臣から答弁があった。

官の法令の解釈と異なる解釈等 .国税通則法第99条:国税庁長 国税不服審判制度の見直し

都政に関する要望について

中小法人に対する交際費の 税務調査の事前通知の規定

2 平成27年度税制改正への対応

損金不算入制度の延長、拡充

行方」と題して平成26年2月6 党税調会長・野田毅議員にお願 日、東京税理士会と合同セミナ -を開催した。 基調講演は自民 「平成26年度税制改正大綱の

国税不服審査制度の改正を軸に 迎え、行政不服審査法の改正と 前総務副大臣・柴山昌彦議員を 学院教授をコーディネーターに は、三木義一・青山学院大学大 「納税環境整備を巡る諸問題」 パネルディスカッションで (3)

員長をパネラーに議論を展開し

度)、税理士法、各税法など3 国税通則法(国税不服審査制 (6月13日公布)。整備法では、参議院本会議で可決成立した 議院へ提出され、同年6月6日、 律案は、平成26年3月14日、衆 行政手続法の一部を改正する法 法律の整備等に関する法律案、 政不服審査法の施行に伴う関係 なお、行政不服審査法案、行 の法律が改正された。

財源の確保の問題、消費税の軽 の方針)の策定における法人税 制改正に関する要望」を決定し 開催の幹事会で「平成27年度税 議員に要望した。 減税率の導入問題について関係 率の引き下げとそれに伴う代替 運営と改革の基本方針」(骨太 た。このうち政府の「経済財政 本連盟は、平成26年6月26日

1 上、慎重に行うこと 税ベースの拡大については、中 いで単一税率を維持すること 小法人の課税のあり方を考慮の 法人税率の引き下げに伴う課 消費税に複数税率は導入しな

【要望の要旨】

を作成し、この要望に基づいて 会において「都政に関する要望」 会各派会議室)に対応した。 都議会各会派とのヒアリング (平成25年9月9日/於・都議 平成25年7月29日開催の幹事

正された。

つつ、財政運営の効率化を進め を活用し説明責任の充実に努め 格的に導入し、事業別財務諸表 く会計基準を平成18年度から本 いた複式簿記・発生主義に基づ 東京都は、本連盟が提唱して 本連盟は、自民党及び民主党

入を要望した。 及び各地方公共団体での早期導 おける導入状況を説明し、政府 簿記・発生主義会計の全世界に との朝食懇談会においても複式

の対応について通知を受けていの対応について通知を受けてい いては、都議会各派から東京都 上記の本連盟の要望事項につ

税環境の整備は着実に前進し 併せて税理士法も改正され、 えて、税務代理人への通知がで る場合の事前通知について、 に取り組んだ結果、平成26年度 きることとする」改正が行われ、 には、当該納税者への通知に代 税者本人の同意のある場合とし **松制改正では「税務代理人のあ** 納税環境の整備について積極的 **置面にその旨の記載がある場合** C税理士法第30条の規定による

ても「国税不服審判所を、より 望した。 けて平成26年度税制改正におい 機関とすること」を引き続き要 公正な審議を行うことができる 国税不服審判制度の改革に向

し、国税不服審判所長は、その 判所長の意見を相当と認める の意見を国税庁長官に通知しな 議決に基づいて裁決をしなけれ 問しなければならないことと 別長と共同して国税審議会に諮 定の場合を除き、国税不服審判 た、国税庁長官は、国税不服審 ければならないこととする。ま 不服審判所長は、あらかじめそ による裁決をするときは、 長官の法令解釈と異なる解釈等

を目指さなければならない。 用は「工程表」に基づき進めら である。税理士のさらなる登用 れているが、その半数は弁護士 行政不服審査法の全部改正法 国税審判官の民間専門家の登

同年6月6日、成立した。 の修正(追加)をして衆議院本 会議で可決、参議院へ送付され、 質疑を経て同年5月22日、附訓 提出された。同法案は、参考人 午3月4日、閣議決定・国会に 案は、関連法案とともに平成26

第6条 政府は、この法律の施 いて所要の措置を講ずるものと 認めるときは、その結果に基づ いて検討を加え、必要があると て、この法律の施行の状況につ 行後5年を経過した場合におい

整備法では、国税通則法の不服

改正と納税者権利憲章を策定す
を図る国税通則法の目的規定の
を図る国税通則法の目的規定の
利益を擁護する立場から、税務
八重点運動3〉 納税者の権利 るための運動を行う。

納税者権利憲章の策定を含む

国税通則法第99条が「国税庁

ばならないこととする。」と改 見られなかった。

査) 。改正法案は平成26年6月 する改正も含まれており、今後 の政令で定める日から施行) 20日、参議院で可決・成立した を衆議院に提出した(継続審 会社法の一部を改正する法律案 士業務にどのような影響がある とも会社法制が中小会社や税理 同改正法には、中小会社に関係 26年10月15日召集)の会期末に 政府は、第185国会(平成 (公布の日から1年6カ月以内

つつ、税理士制度に与える影響規制・制度改革の動向を注視し 〈重点運動5〉 に適切に対応する。 政府における

豊かさの実現のために」の中で、 題~機会の均等化と成長による 貿格者法人の社員資格の拡大を **社員の無限連帯責任の見直し③** (①1人法人制度②資格者法人 貿格者法人制度の見直しについ 4日に公表した「規制改革の課 規制改革会議が平成21年12月 △重点運動4> 司法制度に対 係と懲戒関係が改正された。 方税においても規定の整備が行 われた。税理士法では、登録関 申立ての手続きが改正され、地

制度構築をめざし、税理士の立しては、真に国民のための司法 うための運動を行う。 場を踏まえて積極的な役割を担 び公認会計士試験制度改正に伴 策、日本司法支援センター **度や業務への影響が考えられる** う公認会計士増加策が税理士制 テラス)、裁判員制度、ADR 制度改革のうち、法曹人口増加 平成16年に法整備された司法 (裁判外紛争解決手続) 等、

か、今後とも注視していく必要 にどのような影響を及ぼすの 員が税理士制度と税理士の業務 新司法試験による合格者の増

目される。 24日召集)では司法試験の受験 学院の淘汰など今後の動向が注 備試験の受験者の増加や法科大 台格者数の見直し、司法試験予 止が行われた。今後も司法試験 回数を緩和する司法試験法の改 第186国会(平成26年1月

注視してきたが、本事業年度中 は特に対応すべき問題の発生は 上の問題点の発生に関心を持ち 法が施行され、本連盟は、実務

強制入会制についての記述はな

第2次答申」にも独占業務及び

のか、今後の推移を注視する。

成25年5月24日成立した。 2月に民主党政権が提出した を識別するための番号の利用等 を修正して、第183回国会に 提出、衆議院で一部修正して平 に関する法律案」(マイナンバ - 法案)及び同法の「整備法案」 自民・公明両党は、平成24年 行政手続における特定の個人

求めている。 また、業務独占資格について

知識や能力を有することを確認 認定したり、業務に必要な専門 うことができる資格者を個別に り扱わせることが合理的な業務 するための能力担保措置を講じ については、当該業務を取り扱 組むべきである。」と述べてい など…業務範囲の見直しに取り **に上で他の職種の参入も認める** 「隣接職種の資格者にも取

事項の実状を注視してきた。 いる。 証し、その在り方について見直 しを行うべきである。」として リット・デメリットを改めて検 更に規制改革会議の平成21年 強制入会制については、「メ

の推進に向けて~今後の改革課 可分なものとなっているとの視 の業務の相互参入については 題」おいて税理士と公認会計士 12月4日付の「更なる規制改革

税務会計と企業会計が密接不

ある旨要望した。

模広域災害税制」の制定が必要で

平成18年5月1日から新会社 べきである。」と言及している。 実施する業務の相互参入等につ 制改革会議「規制改革に関する 会制についての議論はなされて おいては、業務独占及び強制入 改革委員会及び規制改革会議に 点から、税理士と公認会計士が いない(平成26年6月13日の規 いて検討し、必要な措置を講ず

携協定)への交渉に参加した。 TPP(環太平洋戦略的経済連 ス貿易が含まれており、本連盟 24の作業部会のうちにはサービ はその動向を注視してきたが 貿格制度に関する情報は全く公 政府は、平成25年7月23日、

FTA(自由貿易協定)につい 表されていない。 ても、その動向を注視した。 また、EPA(経済連携協定)、

し、適切こすら下う。 (納税制度に与える影響を検討) に関わる番号制度の導入が申告<重点運動6> 社会保障・税

明·現)

三(自民

主・元 · 新 (維新・新)、園田修光(自民|瓶文隆(維新・新)、山崎泰

に、山崎泰氏は四谷税政連二瓶文隆氏は京橋税政連

本連盟は、前事業年度に引き 国会議員等の税理士後援会設 は、単位税政連の協力 ついて

望、その推移を見守ってきた。 ないこと るまでは セキュ についていい に行い 革については給付付き税額控除続き①社会保障と税制の一体改 が利用範囲の拡大を図ら)効率的な社会給付を行 国民に定着し信頼を得 ティ・チェックを厳格 の2項目について要 は、第三者機関により こと。②共通番号制度

関する基 **<重点運** に備えて するための税制確立により迅速な被災者支援 祝制面でも 不測の事態 本法」を恒久法として 動7 納税義務者に安心感 災害税制に

らの措置も準備しておくことが納 被災者支援を行うためには「大規 税者に安心感を与え、より迅速な 震災に対してあらかじめ税制面か 望書に引き続き、予測できない大 回けた運動を行う。 平成25年度税制改正に関する要

援会の設 〈重点運動8〉 う。また、 と連携しつつ強力な運動を行位税政連及び国会議員等後援会 実現を図る 方議会に送るため、単るための真の代表を国 を促進する。 新たな国会議員等後 本連盟の政策

しかし、この間、規制・制度

は3人、 った。そ 挙区に5. 施行され 7月4日 参議院議員通常選挙が平成25年 示、同月23日投票)に引き続き 当選した を推薦候補者として選挙戦を戦 選挙への対応について の結果、東京選挙区で 全国比例区では2人が 人、全国比例区に7人 た。本連盟は、東京選 (ゴジックは当選者、 (平成25年6月14日告

山東昭子(自民・現)、中山恭【全国比例区】(順不同) 現)、鈴木寛(民主・現) 丸川珠代(自民・現)、武見敬 (東京選挙区) (順不同) 党派は推薦時のもの。) ・新)、山口那津男(公 大河原雅子(民主・

子(維新・現)、円より子(民 、東祥三(生活・新)、 いくための運動を行う。

登録している。 理士会の会員のうち823人が 455人となっており、東京税 者は平成26年3月31日現在で4 登録政治資金監査人への登録

(2) いことから、都政に関する平成例を制定している自治体が少な 現行の外部監査については条

等後援会の設立を促進した。 を得て、税理士による国会議員 事業年度に次の2後援会が設立 本

会、自治体関係で3後援会、計末では国会議員関係で38後援された。その結果、本事業年度 については、前回の衆議院選挙 41後援会が結成されている。 なお、小林興起税理士後援会

「後援会の名称】税理士による大 で東京以外の選挙区で立候補し たことから今後の支援方法につ いて対応を進めた。 西英男後援会

【創立年月日】平成25年10月3日 (政治団体設立届日=平成25

区、江戸川北税政連・江戸川【選挙区及び関連税政連】東京16 代表者】会長・寺嶋慈夫 年10月9日)

、後援会の名称】税理士による白 真勲後援会

(政治団体設立届日=平成26(創立年月日)平成26年12月20日

【選挙区及び関連税政連】 「代表者】 会長・関本和幸 全国比

(2)報委員会注・視察した部員は延況を説明し、理解を求めた。(広 政連及び後援会関係者が同行 察を行った。これには、地元税議員を中心に税務支援事業の視 の確定申告の期間中、推薦国会 し、税務支援事業の取り組み状 前事業年度に引き続き所得税

出席した。 イベント等には本連盟の役員が 後援会の設立総会、定期総会、

(4)向を注視していかなければなら 在で28後援会)。今後、その動れている(平成28年6月30日現 会」の設立が全国各地で進めら 「国会議員を囲む公認会計士の日本公認会計士政治連盟の

の公益的業務に積極的に参画し監査制度の充実等に資するため監査制度の充実等に資するため自治体・地方独立行政法人等の自治体・地方独立行政法人等のされる社会的役割を踏まえて、される社会的役割を踏まえて、される社会的役割を踏まえて、